

令和3年度第2回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年5月14日(金)
午前9時35分 ～ 午前11時35分
場 所 川棚公民館 2階講堂

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 17
欠 席 総 数 1

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	江村 卓三	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	欠席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか4名

傍聴人:なし

令和3年度第2回総会

(開始時刻 9時35分)

事務局（大和事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数となっておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づきまして、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、その後「下関市農業委員会総会議事規則第6条及び第7条」の規定に基づきまして、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告のあったとおり、出席委員数が過半数でございます。本日の総会は成立いたしますので「令和3年度第2回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に、議事録への署名委員を定めさせていただきます。総会議事規則第19条第3項に、議長である私のほか2名の委員が署名するよう規定されておりますので、私から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号11番 河本隆一委員と、議席番号12番 坂田謙祐委員のご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

なお、1番の案件について、議席番号■■■番■■■■委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当しています。審議の間の退席をお願いします。

(■■■委員 退席)

それでは、1番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田 1 筆、面積は 1, 4 0 8 m²、位置図は 3、4 ページ、公図は 5 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から南東へ約 7 2 0 m に位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者がいない譲渡人の要望に、譲受人が応じ経営基盤の安定を図るものでございます。

申請地は、譲受人の [] の距離に位置しており、譲受後は水稻を栽培する予定でございます。贈与による所有権の移転となっております。

譲受人は営農に必要な労働力、農業用機械を有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

1 番の案件について、事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

なお、報告にあたっては、個人情報保護の観点から、個人名等を直接に使わず、譲渡人、譲受人等と表現するようにお願いします。

それでは、議席番号 9 番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

議席 9 番の石田です。1 番の案件について補足説明をいたします。4 月 2 7 日に、農業委員 2 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました。この案件は贈与による所有権の移転で、無償譲渡するものです。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり農業後継者がいないことから、隣地を耕作している譲受人に無償で譲り渡す申出をしたものです。譲受人は本格的に大規模農業経営を行っていて、今回、申請地を譲渡したい旨の申出があったので、経営基盤を安定させるために応じたものです。現在、申請地はきちんと管理されていて、特に問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

1番の案件について、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手、起立ののち、議席番号及び氏名を述べたうえで発言をお願いします。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」のうち1番の案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番の案件について、原案のとおり許可することと決しました。

（ ■■■■■ 委員 着席）

それでは、2番及び3番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田4筆、畑2筆で、合計面積は7,252㎡、位置図は6ページから9ページ、公図は10ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から北東へ約6.1kmから6.2kmに位置している農地で、うち■■■■番と■■■■番の2筆は農業振興地域内の農用地で、残りの4筆は農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、申請地の耕作が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じ農業経営を始めるものでございます。

譲受人は農業経験がございませんので、下関農林事務所の職員や一の俣地区の農家から営農指導を受ける計画となっており、農機具等の保有状況については、議案書の備考欄に記載のとおりでございます。

申請地は、譲受人の■■■■の距離に位置しているため車で通作する予定で、譲受後は木苺、柚子、八朔や蕎麦を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は畑1筆、面積は130㎡、位置図は11、12ページ、公図は13ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約2.2kmに位置している農

業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、市外に居住しているため管理が出来ない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の居住予定地の隣接地で、譲受後はぶどう等の果樹を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は営農に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

2番及び3番の案件について、事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

2番の案件について、議席番号15番 藤本康洋委員、報告をお願いします。

藤本康洋委員

15番藤本です。2番の案件について報告いたします。4月27日、農業委員2名と事務局職員2名で現地を調査いたしました。譲受人は、市外にお住いですが自家用車で通作は可能で、農業経験はありませんが農業に興味を持ち、県の職員や同じ集落の農家の方から指導を受けながら営農することです。所有していない農機具については、指導を受ける農家の方から借り受けることとなっており、問題ないと判断いたしました。申請地の中には少し荒れている農地がありましたが、今後計画どおりに耕作されれば周辺農地にとっても良いことだと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件について、議席番号12番 坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。3番の案件ですが、4月28日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を確認しました。現地は宅地に隣接する農地でありました。宅地には譲受人が将来住むために、譲受人の父親が建物と土地を取得されています。宅地に隣接の農地2筆のうち、一方は5条申請となりますので後ほど説明しますが、もう一方は事務局から説明があったとおり、葡萄などの果樹を栽培するため

に利用をされるということです。譲受人は花を栽培されている農家さんで、10年以上営農されています。この度は果樹ということですが、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

それでは、2番及び3番の案件について、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手、起立ののち、議席番号及び氏名を述べたうえで発言をお願いします。

質疑はございませんか。

金田豊和委員

はい。

議長（山田会長）

どうぞ。

金田豊和委員

16番の金田です。ちょっと確認したいのですが、2番の案件で、通作の距離や時間に制限はないのですか。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。距離、時間についての制限はございません。ご本人から、通作できるという申出があれば、明らかに通作は困難だと思料される場合を除いて、申請をお受けしております。

議長（山田会長）

金田委員、よろしいですか。

金田豊和委員

はい。

議長（山田会長）

ほかにごございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」のう

ち2番及び3番の案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって2番及び3番の案件について、本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて」をお諮りします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。
総会議案書14ページをお開きください。1番。願出人、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。
登記地目は田10筆、合計面積は15,815㎡、位置図は15ページから20ページ、公図は21ページから31ページをご覧ください。
本案件は、令和2年度第8回総会においてご承認いただいた令和2年11月17日付け農地法第3条の規定による許可について、許可の取消願があったものでございます。
取消理由は、議案書に記載のとおり要望事項について折り合いがつかなかった為であり、双方合意の上この度の取消願に至ったものでございます。
以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員である、私 議席番号14番の山田正信が報告いたします。

山田正信委員

14番山田です。4月27日、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査をいたしました。申請概要は、事務局から説明があったとおりでございます。この案件は昨年11月総会におきましてご承認をいただきましたが、双方が要望事項に折り合いがつかなかったための許可の取消でありまして、甚だ不本意ではありますがやむを得ないと思えます。地元地域としても耕作農家の担い手として期待をしておりましたが、誠に残念でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて」許可を取消すことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可を取消すことと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書32ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は33、34ページ、公図は35ページ、土地利用計画図は36ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約770mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、4台分の貸駐車場を整備するものでございます。

申請理由については、自治会長から神田町民館の来館者用駐車場が不足しているとの相談があったことから、この度自治会員でもある申請者が駐車場整備を計画したものでございます。

本案件には一体利用地はございません。

申請者から貸駐車場借受書が提出されており、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

申請地に隣接した農地は議案第4号3番の申請地■■■■番■■■■のみで、汚水の発生はなく、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

32ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は37、38ページ、公図は39ページ、土地利用計画図は40ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ約670mに位置している過

去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は共同住宅で、申請地は共同住宅への進入路として整備されるものでございます。

申請理由については、申請地は長年耕作されておらず、将来のことを考え共同住宅を建築し事業拡大を図ろうとするものでございます。

一体利用地の■■■■番■■■は自己所有地で、残りの一体利用地は法定外公共物の加工済み部分のみで確保は確実で、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

申請地に隣接した農地はなく、申請地はアスファルト舗装されます。

共同住宅からの汚水は集落排水で処理され、雨水のみ農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

なお、本案件は追認案件で、申請地は昭和60年頃から砂利を敷き進入路として利用されており、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。1番の案件について現地調査の結果を報告いたします。4月30日に農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は地区の町民館に至る道路の入口付近にありまして、現地調査日は雑草のみが繁茂しておりました。申請内容は、先程事務局説明のとおり、町民館の利用者の駐車場が不足していることから、自治会長の要望で駐車場を整備するものであります。雨水は道路側溝に自然流下し、周辺の農地に影響はなく問題はないものと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件について、議席番号12番 坂田謙祐委員、報告をお

願います。

坂田謙祐委員

1 2 番の坂田です。2 番の案件についてご説明いたします。4 月 2 8 日に、農業委員 2 名と事務局職員 1 名で現地を確認しました。現地は、申請人が所有するアパートに入るための進入路に隣接する農地ですが、事務局からもありましたが、ここは既に埋め立て砂利が敷かれています、以前から進入路として使われていたところですが、この度、アパートを増設するというので、この部分も既存の部分と合わせて進入路とするために転用するものです。農地に戻すのは大変難しい状況にもありますし、事務局からもありましたが、周辺の農地にも特に影響がないということで、いたしかたないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第 4 「議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書 4 1 ページをお開きください。1 番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は 4 8、4 9 ページ、公図は 5 0 ページ、土地利用計画図は 5 1 ページ、防災計画図は 5 2 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から南東へ約 7 0 0 m に位置している、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に定められている区域内にある農地で、農地法施行令第 1 4 条及び農地法施行規則第 4 4 条第 3 号に該当する「第 3 種農地」となります。

転用目的は、砂利採取でございます。

申請理由については、申請地は現在の採石場からも近く良質な砂が採取可能であるため、この度の計画に至ったものでございます。高齢で耕作できず農業後継者がいない貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

本案件に一体利用地はなく、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

申請地に隣接した農地はございますが、砂利採取を目的とした一時的な転用であり、安定勾配にて切土し法面を形成する計画となっていることから周辺農地への土砂流出は問題ないと判断しております。

また、簡易トイレは汲み取り式で、雨水は申請地内にて浸透する計画となっており、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

本案件は、一時的な利用であり、工事終了予定である許可後3箇年までに原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに提出されております。

なお、本案件は追認案件で、令和3年4月5日から申請地内に重機を搬入し立入防止柵及び簡易トイレが設置されていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

本案件は「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、本案件については砂利採取認可と同時施行といたします。

総会議案書42ページをお開きください。2番。本案件は、報告第2号1番と同一案件でございます。

令和2年度第2回総会議案第2号5番として承認いただいておりますが、1年近く経過しても開発許可がされなかったため申請者に確認したところ、いまだに開発許可申請にも至っていないとの報告がございました。令和3年4月16日付けで許可申請取下申出書が提出され、併せて改めての申請書が提出されたものでございます。

なお、転用目的や土地利用計画等については、前回の申請時と全て同じ内容となっております。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は53、54ページ、公図は55ページ、土地利用計画図は56ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南へ約950mに位置する過去に農業公共投資の対象となっている農地で、農地法施行令第12条第2号及び農地法施行規則第40条第1号、第2号に該当し、農地区分は「第1種農地」となります。

転用目的は、倉庫及び業務用駐車場24台分を整備するものでございます。

申請理由については、効率的な流通業務を行う為に菊川地区で用地を探していたところ、県道七見小月線の隣接地で利便性が良く、計画規模に見合った広さも確保できる申請地を候補地としたものでございます。地形やコスト面等総合的に検討した結果、自転車部品の集出荷等の効率的な流通業務の遂行において適地であることからこの度の計画に至ったもので、管理が出来ない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

なお、申請者からは候補地検討表が提出されております。

一体利用地は県道加工部分のみで、道路工事等承認申請書が提出されており確保は確実で、計画規模も土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策としては申請地内を造成し法面は芝張りで養生する計画で、申請地に隣接した農地はございますが、汚水は集落排水で処理され、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

今回の転用については、下関市菊川町土地改良区から、土地改良事業計画上支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は追認案件で、申請地は平成15年頃造成し地元の土木会社に過去貸し出されていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

本案件は第1種農地ではございますが、県道の沿道に位置していることから農地法施行規則第35条第4号の「流通業務施設」に該当し、許可基準を満たしていると考えております。

なお、この案件については開発許可と同時施行といたします。

総会議案書43ページをお開きください。3番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は57、58ページ、公図は59ページをご覧ください。

参考までに、一体利用地となります法定外公共物の加工部分及び市道加工部分の各求積図及び開発区域内の求積図は60ページから62ページ、土地利用計画図は63、64ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約750mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地でございます。

申請理由については、申請地区の宅地化が進み人口が増加傾向であることから住宅の需要増が見込まれるため、この度の計画がなされたものでございます。高齢のため耕作困難となり農業後継者がいない各譲渡人が、譲受人の要望に

応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

議案第4号5号関係資料をご覧ください。

農地転用許可制度において、原則として宅地造成のみを目的とした農地転用は、認められておりませんでした。平成31年3月29日付けで、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領が定められたことから、一定の要件を満たせば、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うことができることとなりました。

関係資料の2ページをお開きください。2 定義の表中ですが「特定建築条件付売買予定地」とは、「建築条件付売買予定地であって、3 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取り扱い（1）から（3）までの要件をすべて満たすことが確実に認められる場合に許可されたもの」と定義されております。

本案件は、3 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取り扱い（1）から（3）の要件を全て満たしており、当該地を申請どおり用途に供することが確実にであると判断しております。

また、申請者から、その他要件として関係資料3ページ4 農地転用許可申請に定める必要な事項についても全て記載された書類が提出されており、5 農地転用許可の判断等（1）アからウについて、この度の譲受人である農地転用事業者は該当いたしておりません。

一体利用地の■■■■番■■は譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾がなされており、残りの一体利用地は市道加工部分や法定外公共物の加工部分と、申請地と申請地の間にあります法定外公共物用途廃止部分のみで、全て管理者からの承認書、許可書及び用途廃止通知書が提出されており確保は確実に、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しております。

ただし、駐車場用地1区画が、住宅5、10、11いずれかの駐車場として整備、販売される計画となっておりますので、許可後に、建築確認書等により建築面積を確認することといたします。

土砂の流出対策として見切壁を新設する計画となっており、申請地の一部に隣接した農地がございますが、汚水は合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに新設の道路側溝から加工予定の市道の側溝を通り農業用排水路に放流されます。この度の計画について水利権者からの同意書が提出されており、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

本案件は追認案件で、■■■■番■■は約20年前から貸駐車場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

本案件は、「他に適当な土地はなく」提出された申請書類からも農地転用許可

し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

本案件については、関係資料3ページ6 農地転用許可に付ける条件（1）及び（2）を付して許可することとし、また、許可された場合は7農地転用許可後の措置について、住宅が建設されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は開発許可と同時施行といたします。

最後に、農地転用許可後の事務処理の流れについてご説明いたします。

地目変更を目的に法務局に提出する為に、譲受人から農地転用の事実証明願の提出があった場合は、農業委員と事務局とで現地調査を行います。

総会議案書62ページをお開きください。図面下側にあります1号水路は下関市への帰属部分でございますので、農業委員と現地調査を行い、土地利用計画どおりに整備されていれば証明書を交付いたします。

図面中心にあります1号道路やその他1については、土地利用計画どおりに整備され開発行為に関する工事の検査済証の交付後であれば、証明書を交付いたします。

住宅敷地部分については、土地利用計画どおりに整備され、土地売買契約書、建築請負契約書、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証が確認できた時点で、その都度証明書を交付いたします。

総会議案書44ページをお開きください。4番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は65、66ページ、公図は67ページ、土地利用計画図は68ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約520mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由については、現在の借家が子供の成長に伴い手狭になったことから、通学及び通勤の利便性が良い祖母所有の申請地に住宅を建築しようと計画したためでございます。貸付人が、孫である借受人の要望に応じたものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

一体利用地は法定外公共物使用部分のみで、法定外公共物使用許可申請書が提出されており確保は確実であると判断しております。

また、申請地南側に開発区域外37.96㎡がございますが、これは開発担当課との協議により隣接する急斜面の崩壊時に影響が及ぶ範囲を開発区域内から除外したもので、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しております。

土砂の流出対策としてはコンクリートブロックを新設する計画となっており、申請地に隣接した農地がございますが、汚水は合併浄化槽で処理され雨水と

もに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

なお、本案件は追認案件で、平成10年頃に申請地の一部を舗装し自宅への進入路として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

なお、本案件については開発許可と同時施行といたします。

44ページに戻りまして、5番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は69、70ページ、公図は71ページ、土地利用計画図は72ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から北東へ約3.2kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、貸事業所の敷地拡張でございます。

申請理由については、譲受人が経営している法人の菊川地区での取引量の増に伴い既存事業所の敷地拡張を計画したもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、本案件の事業実施者は譲受人が代表を務める法人となります。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の■■■■番■■と■■■■番■■の2筆は譲受人の所有地で、どちらもこの度の事業実施者に貸し出されており確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地がございますが、申請地内の既存土側溝で分断されております。

申請地からの汚水の発生はありませんが、既存建物からのし尿は単独浄化槽で処理され農業用排水路に放流、生活雑排水は溜枘から農業用排水路に放流されております。雨水は農業用排水路や道路側溝から河川に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書45ページをお開きください。6番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は73、74ページ、公図は75ページ、土地利用計画図は76ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から北西へ約1.3kmに位置している都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められている区域内にある農地で、農地法施行令第14条及び農地法施行規則第44条第3号に該当す

る「第3種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由については、現在居住している借家や学校からも近く、住環境に恵まれている申請地を選定しこの度の計画に至ったもので、耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は市道占用部分のみで、道路占用許可指令書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しております。

申請地に隣接した農地がございますが、土砂の流出対策として申請地の一部にコンクリートブロックを新設予定で、申請地内を造成し法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

本件は、「第3種農地」であるため許可基準を満たしていると考えられます。

45ページに戻りまして、7番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は77、78ページ、公図は79ページ、土地利用計画図は80ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約2.1kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する「第1種農地」となります。

なお、申請地東側の■■■■番■■■は、議案第1号3番でご承認いただき、この度、譲受人が譲り受ける農地となります。

転用目的は、農家住宅の敷地拡張でございます。

申請理由については、申請地が居住予定地の隣接地であったことから、市外に居住し管理が出来ない譲渡人からの強い要望を受けて、この度、既存の農家住宅の敷地拡張を計画したものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の■■■■番■■■は譲受人の父親の所有地で、この度の計画については承諾しており確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地周辺に農地はございますが、北側の農地は申請地よりも高く土水路を新設予定で、整地により勾配調整も行う計画となっております。

汚水は集落排水で処理され、雨水のみ農業用排水路及び道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障は生じないと判断いたしました。

なお、本案件は追認案件で、詳細な時期は不明でございますが平成10年頃には既に倉庫が建設され、農家住宅敷地の一部として利用されていたもので、下関市農業委員会会長に始末書が提出されております。

本案件は、第1種農地ではございますが、既存施設の拡張であり拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の2分の1を超えていないことから、農地法施行規則第35条第5号に該当し許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書46ページをお開きください。8番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は81、82ページ、公図は83ページ、土地利用計画図は84ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所角島支所から南西へ約1.2kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、資材置場でございます。

申請理由については、現在、漁業用の資材を、保管料を支払って漁港内に保管している譲受人が、居住予定地及び港から近く資材運搬も容易であることから、業務の効率が図れるためこの度の計画に至ったものでございます。管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の、 番 は、譲渡人の所有地で、この度の計画については承諾しており確保は確実であると判断しております。

また、土地利用計画では申請地北側の一部が利用されておりましたが、法面部分であることから計画面積は適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策については、申請地に隣接した農地はございますが、申請地内の整地のみで形状は変更しないことから周辺農地への土砂流出は問題ないと判断しております。

汚水の発生はなく、雨水のみ隣接地に放流されますが土地所有者である譲渡人が承諾しており、周辺農地の営農には支障を生じないと判断いたしました。

なお、本案件は追認案件で、詳細な時期は不明でございますが、申請地の一部を住宅への進入路等として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

46ページに戻りまして、9番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は85、86ページ、公図は87ページ、土地利用計画図は88ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約1.5kmに位置している過去に

農業公共投資の対象となっていない住宅が連たんしている位置にある孤立した農地で、農地法施行令第14条及び農地法施行規則第44条第1号に該当する「第3種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由については、借家住まいの各譲受人が、実家から■■■■位置している親の所有地に自己用住宅の建築を計画したもので、譲渡人が娘夫婦である各譲受人の要望に応じたものでございます。贈与による所有権の移転となっております。

本案件には一体利用地はなく、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断いたしました。

申請地に隣接した農地はなく、汚水は、合併浄化槽で処理され雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じないと判断しております。

本案件は、「第3種農地」であるため許可基準を満たしていると考えられます。

なお、本案件については開発許可と同時施行といたします。

総会議案書47ページをお開きください。10番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は89、90ページ、公図は91ページ、土地利用計画図は92ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約780mから820mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地でございます。

申請理由については、申請地は、市道に面し市街地、小月ICまでのアクセスも容易で居住環境に恵まれており、住宅の需要増が見込まれることからこの度の計画に至ったもので、高齢のため耕作が困難で農業後継者がいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

議案第4号5号関係資料の2ページをご覧ください。

本案件も、3 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い(1)から(3)の要件を全て満たしており、当該地を申請どおり用途に供することが確実であると判断しております。

また、その他要件として、関係資料3ページ4 農地転用許可申請に規定する必要な事項についても全て記載された書類が申請者から提出されており、5 農地転用許可の判断等の(1)アからウについて、この度の譲受人である農地転用事業者は該当しておりません。

一体利用地は市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されてお

り確保は確実で、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しております。

土砂の流出対策として、申請地の一部に隣接した農地がございますが、擁壁を新設する計画となっており、汚水は合併浄化槽で処理される予定で雨水とともに農業用排水路及び道路側溝に放流されますが、この度の計画について水利組合等が存在しないことから地元自治会長に説明がなされており、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地はなく」提出された申請書類から農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

本案件についても、関係資料3ページ6 農地転用許可に付ける条件（1）及び（2）を付して許可することとし、また、許可された場合は7農地転用許可後の措置として住宅が建設されるまでの間事務局にてその都度状況を確認することといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番及び6番の案件について、議席番号9番石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

議席9番の石田です。1番、6番の案件について補足説明をいたします。まず1番の案件については、4月27日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。内容については事務局の説明のとおりで、申請地の場所は室津小学校の前です。貸付人は高齢で耕作ができないということで、借受人の要望に応じたものです。一時的な利用で、3年以内には原状復帰といいますか保管している表土を原状回復する計画となっております。3種農地でもありますし、また雨水は申請地に浸透され、汚水については簡易トイレの汲み取りということで、やむを得ないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

6番につきましては、同じく4月27日に調査を行いました。売買による所有権の移転で、自己用住宅を建設するもので、市道の占用部分を含めて一体地といたしまして170.05㎡となっております。譲渡人は、自力では耕作はできないということで、処分したいと思っております。譲受人は、現在の借家、子供の通う学校に近く環境がいいということで、また適当な土地がなかったことから、申請地に建設の計画をいたしました。雨水は溜枡より自然流下で道路側溝へ放

流、汚水は公共下水道で処理されますので問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番、5番及び10番の案件について、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

11番の河本です。2番の案件ですけど、去る4月28日、農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。この案件は、先ほど事務局のほうから説明がありましたとおり、昨年2回総会で承認をいただきましたが、1年以上開発が進んでいないということで、一旦取り下げ再度申請したというもので、内容等については前回の申請内容とまったく同じでございます。ただ、今回は譲渡人が高齢なため成年後見人を付けておられます。財産の管理等を行うためです。転用目的の説明がありましたけど、大型トラックを含む24台の駐車場及び業務用倉庫の建設ということで、かなりの面積を有する土地ですけども非常に流通業を行ううえでは大事な立地と捉えているようです。そういう点からも、計画規模は適当であると考えています。この件は、開発許可と同時施行となっておりますので、何ら問題ないと思われれます。

続いて5番の案件、これも4月28日、農業委員2名、事務局職員1名で行ってまいりました。この案件は、事業所の拡大ということで、その事務所自体は、譲受人が現在所有しており、譲受人の会社に貸し出されております。今回の申請は、その前の空き地を利用して、そこに材木等資材置場を作るという案件でございます。なお、隣に1件民家がございますが、現地調査では、既存の土水路の位置が不明でございましたが、事務局に確認したところ、土水路は敷地内に設置されているとのことでございましたので、現地調査での問題点も解決しましたので、何ら問題ないと判断いたしました。審議のほどよろしく申し上げます。

最後に10番。これは先ほどから度々出ておりますけど、特定建築条件付売買予定地という言葉は初めて知り現地確認にあたりました。様々な資料等により説明いただきまして理解いたしましたし、今回は、事務局の方から詳しい説明がありましたので、この辺は省きたいと思います。申請地のあるこの地区は、住宅がどんどん広がっておりまして、残された農地の一角でございました。実は、この案件以前に、私の方に「この土地で農業をやってくれんか。」という申出がありまして、現地を確認したという経緯がございます。まあ、とても狭いところで、大型機械が入るような農地ではございませんでした。今回の申請が出た時には「やはりそうか。」と思いましたが、まず農業をするには非常に厳しい条件の農

地でありました。私も当時は「とてもできない。」とお断りをいたしました。それらを踏まえて、今回の申請がなされたということは納得できます。今回は、一方の■■■■番■■番は若干低いため造成をするようです。もう一方の■■■■番の■■は造成の必要はないということです。特定建築条件付売買予定地に住宅が上手く建設されることを祈りたいと思います。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番、4番及び9番の案件について、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。3番、4番、9番の案件について、現地調査の結果を報告します。3件とも4月30日に、農業委員と職員2名で現地調査を行いました。まず3番の案件です。現地確認時は申請中の■■■■番■■、これは既に造成されていまして、駐車場として利用されていまして。もう1つの■■■■番■■は雑草が繁茂していた状態でございます。申請内容については、事務局説明のとおり、申請地周辺は住宅化が進んでいることから、譲受人が特定建築条件付売買予定地12区画の計画に、高齢で耕作が困難になった譲渡人が応じたものであります。汚水は、合併浄化槽から雨水とともに農業用排水路及び道路側溝に放流するものであります。造成されておりました■■■■番■■については、始末書が提出されており問題ないと思います。なお、今後、許可条件が適正に実施されているかどうか、適宜現地確認が必要だと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に4番の案件です。申請地は、現地確認時は夏野菜が植えられて良く管理されておりました。申請内容については、孫である譲受人が自己用住宅を計画し、祖父である譲渡人が応じたものであります。隣接する農地に対しては、法面をコンクリートブロックと芝を張って支障がないような対策を講じる計画であります。汚水は、合併浄化槽から雨水とともに道路側溝に放流するものであります。なお、従前農地の一部を自宅への進入路として使用していたもので、それについては始末書が提出されております。ご審議のほどお願いいたします。

次に9番の案件です。この申請地は、中古住宅街の一角で周囲は住宅が建築されており、申請地はよく管理がされておりました。内容につきましては、娘である譲受人が自己用住宅を計画したところ、父親である譲渡人が耕作をしていない申請地を贈与することとしたものであります。汚水は、合併浄化槽から雨水とともに道路側溝に放流し問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

をいたします。

議長（山田会長）

続きまして、7番の案件について、議席番号12番 坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。7番の案件ですが4月28日に、農業委員2名と事務局職員1名で現地を確認しました。これは3申請の際に触れましたが、譲受人が将来居住する建物と宅地に隣接する農地ですが、事務局の方からもありましたように、前所有者が誤って倉庫を建設してしまっていることから、今回、その倉庫を譲り受けて取得するため、宅地の敷地拡張のための転用の申請がありました。ここは第1種農地ではありますが、許可基準の範囲ということもありますし、周辺農地に影響はないということでありましたので、いたしかたないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山田会長）

続きまして、8番の案件について、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いします。

有田孝義委員

議席番号18番有田です。8番の案件について、補足説明をいたします。4月30日、農業委員2名と事務局職員1名で現地確認をいたしました。申請内容は、事務局から説明があったとおりでございます。譲受人は、現在の居住地では、漁業に必要な資材を置くスペースがないことから資材置場を探していたところ、管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものです。譲受人は、漁業の担い手として活躍することが期待されるため、今回の申請は問題ないものと判断しております。ご審議のほどよろしく、お願ひいたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

新久保克己委員

はい。

議長（山田会長）

どうぞ。

新久保克己委員

2番の新久保です。1点教えていただきたいのですが、2番の許可条件のなかに「県道に接していると」とありますが、接しているとは完全に接していないといけないのですか。それと、県道ではなく市道でもいいのですか。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。基本的に、大部分が接しており出入可能な場合で、今回の案件については支障ないと考えております。それと、道については条件がございまして、一般国道又は都道府県道ということでございますので、市道については該当いたしません。以上でございます。

新久保克己委員

はい。わかりました。

議長（山田会長）

はい。他にございませんか。

伊田喜弘委員

はい。

議長（山田会長）

どうぞ。

伊田喜弘委員

13番の伊田です。1番の案件についてですが、転用目的及び転用内容の表示の部分ですけれども、説明では採取した砂利を置くんだと、置場ということで説明はあったかと思うのですが、ここで砂利採取となっているのはよろしいのですか。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。目的は砂利採取でございます。砂利を採取して、一時的に申請地にて保管し、乾燥後に移動するものでございます。申請地では、砂を採取するというところでございます。

伊田喜弘委員

そこで砂利を採るわけではないのですよね。

他で採った砂利を持ってきて置くのであるなら、置場ではないのですか。

事務局（岡本主任）

目的は砂利採取となっておりますが、申請地で採取するのは砂でございます。申請地の砂を採取するものですが、認可の名称が砂利となっておりますので、転用目的も砂利採取といたしたものでございます。

伊田喜弘委員

了解しました。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。なお、1番、2番及び7番については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とします。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書93ページをお開きください。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は94、95ページ、変更前の公図は96ページ、変更後の公図は97ページ、変更前の土地利用計画図は98ページ、変更後の土地利用計画図は99ページをご覧ください。

変更内容は、目的及び土地利用計画の変更で、当初計画していた建売住宅2棟を特定建築条件付売買予定地2区画に変更し、併せて計画面積を変更するものでございます。なお、計画面積が変更されますが、一体利用地部分の面積変更の

みで農地部分についての面積変更はございません。

変更理由は、議案書に記載しておりますが、土地を購入したいとの相談を受け社内で協議した結果、この度の事業計画変更に至ったもので、擁壁位置等の変更に伴い開発担当課の建築指導課と協議し開発区域の面積を併せて変更するものでございます。

議案第4号5号関係資料の2ページご覧ください。

本案件は、3 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い（1）から（3）の要件を全て満たしており、当該地を申請どおり用途に供することが確実であると判断しております。

また、その他要件として、関係資料3ページ4 農地転用許可申請に定める必要な事項について全て記載された書類が申請者から提出されており、5 農地転用許可の判断等（1）アからウについて、この度の申請者である農地転用事業者は該当しておりません。本案件について、関係資料3ページ6 農地転用許可に付ける条件（1）及び（2）を付して承認することとし、また、承認された場合は7 農地転用許可後の措置について、住宅が建設されるまでの間事務局にてその都度状況を確認することといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号6番 岡本佳子委員、報告をお願いします。

岡本佳子委員

6番の岡本が報告いたします。4月27日、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。現地は造成中で、建物の建築には至っていない状態でございます。変更内容は、目的の変更と土地利用計画の変更で、事務局から説明がありましたが、事務取扱要綱に定められている3（1）から（3）までの要件及び4に規定されている必要な内容についても、現地調査資料で確認しております。また、土地利用計画の変更については、開発担当課との協議により、このほど変更に至ったもので何ら問題ないと考えています。土砂流出対策は雨水、汚水の流出先に変更はございません。このほどの変更に伴う周辺農地への影響はないと判断いたしました。以上でございます。どうぞご審議のほどよろしく願います。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員多数と認めます。よって本議案は、原案のとおり承認することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書100ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は101、102ページ、公図は103ページ、変更前の土地利用計画図は104ページ、変更後の土地利用計画図は105ページをご覧ください。

変更内容は、土地利用計画の変更及び期間延長でございます。

詳細については、総会議案書100ページに記載しております。

変更理由は、販売戦略として1棟を通常の住宅サイズから一回り大きな住宅、建築面積240.16㎡に変更し、併せて工事期間の延長を行うものでございます。

現在の進捗状況については、総会議案書106ページのとおり、建売住宅25棟中20棟が完成し、現在3棟が工事中でございます。

この度の変更に伴う建ぺい率については22%を超えており、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。この案件について、現地確認の結果を報告します。4月30日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。確認時25区画のうち22区画が既に住宅が建築されておりました。今回の申請内容は、2区画を1区画に変更して一回り大きな住宅を建設するために、計画及び工事期間を変更するものであります。なお、建ぺい率等は適正であり問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、「承認相当」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して県に送付します。

議長（山田会長）

次に日程第7「議案第7号 現況確認について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書107ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は畑1筆、面積は1,176㎡で、申請地の位置図は109、110ページ、公図は111ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から南西へ約650mに位置する土地でございます。

令和3年4月27日に、農業委員2名、最適化推進委員1名及び事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございます。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

107ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のと

おりでございます。

登記地目は田1筆、面積は228㎡で、申請地の位置図は112、113ページ、公図は114ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から南東へ約1.9kmに位置する土地でございます。

令和3年4月27日に、農業委員2名、最適化推進委員1名及び事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

3番、4番、5番は、隣接した土地でございますので、合わせてご説明いたします。

総会議案書は、107ページと108ページでございます。3番、4番、5番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

3番の登記地目は畑1筆、面積は403㎡、4番の登記地目は畑1筆、面積は297㎡、5番の登記地目は畑1筆、面積は125㎡でございます。

申請地の位置図は115、116ページ、公図は117ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所川中支所から南西へ約1.7kmに位置する土地でございます。

令和3年4月27日に、農業委員2名、最適化推進委員1名及び事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

108ページに戻りまして、6番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、面積は380㎡で、申請地の位置図は118、119ページ、公図は120ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所角島支所から南西へ約1.2kmに位置する土地でございます。

令和3年4月30日に、農業委員2名、最適化推進委員1名及び事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果

の報告をお願いします。

それでは、1番及び2番の案件について、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

9番の石田です。1番、2番の案件について補足説明いたします。4月27日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現況確認を行いました。1番につきましては、 があった場所に入る農道に接したところで、30年まで耕作を行っていましたが、その後、荒廃状態で竹が繁茂し、大木も所々に生えている状態でした。

2番につきましては、申請者は県外に居住し、昨年、申請地を相続したが管理もできないため、この度申請したものです。20年以上前より休耕状態で竹や雑木が繁茂し、立ち入れないような状態になっていましたので、非農地と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番、4番及び5番の案件について、議席番号6番 岡本佳子委員、報告をお願いします。

岡本佳子委員

6番の岡本です。3番、4番、5番は隣接していますので、まとめて補足説明をいたします。4月27日、農業委員2名と農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地を確認いたしました。申請地は、新垢田から海のすぐ側の所です。草や雑木等が繁茂しており、今後、農地として利用することは困難であり、非農地と判断いたしました。どうぞご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、6番の案件について、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いします。

有田孝義委員

議席番号18番の有田です。6番の案件について補足説明をいたします。4月30日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり、申請地は、平成6年に申請者の祖父が亡くなってからまったく耕作していないとのことで、竹や雑木が繁茂している状態であり、農地に戻せる状況ではありませんでしたので「非農地」と判断い

たしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 現況確認について」賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第8「議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書121ページをお開きください。1番。

この案件は、令和3年6月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、122ページから132ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和3年6月1日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定でございます。

別紙「議案第8号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しましたので、その旨を下関市長に通知します。

議長（山田会長）

次に日程第9「議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」お諮りします。

なお、1番の案件について、議席番号■■■■番 ■■■■■委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当しています。審議の間の退席をお願いします。

（■■■■ 委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書133ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございますが、令和2年度第11回総会の議案第7号において『意見なし』と決した農用地利用配分計画の内容に変更が生じたため、変更後の内容について下関市長から再度意見を求められたものでございます。

1番。内容については、本日お配りいたしました『総会議案書 議案第9号の訂正について（差し替え）』の1ページ「1. 農用地利用配分計画（案）」（下関区域分）と、2ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧いただくとともに、同じく本日席上配布いたしました「議案第9号関係資料」をご覧ください。

下関区域の吉田地域内で行われている県営ほ場整備事業の「農業競争力基盤整備事業 諏訪地区」に関連した配分計画で、令和2年度第11回総会の議案第7号において「意見なし」と決しその旨を下関市長へ通知しておりましたが、その後の工事の進捗状況により配分計画の内容に変更が生じたために下関市長から再度意見照会があったものでございます。

変更内容の一つ目は、令和2年度第11回総会時点には工事前の状態である「従前地」により配分計画を作成しておりましたが、部分的な工事の遅れに伴い工事完了予定区域が変更されたため修正が必要となったものでございます。

二つ目は、工事完了予定の6月末に合わせ県が一時利用指定を行うことから、「従前地」による配分から「一時利用指定地」による配分に変更するものでございます。

三つ目は、一時利用指定通知を6月29日に予定しており6月30日が使用

開始日となるため、県公告日を使用開始日である6月30日とすることとなるため県公告日を6月11日から6月30日に変更するものでございます。

したがいまして「議案第9号関係資料」の1ページにお示しした令和2年度第11回総会議案第7号の内容が『総会議案書 議案第9号の訂正について(差し替え)』の1ページの内容に変更されることとなります。

続きまして、図面上でご確認いただきたいので、「議案第9号関係資料」の2ページ、3ページをご覧ください。2ページが従前地の状況、3ページが工事完了に伴う一時利用指定後の図面となります。3ページの青色部分が今回の配分計画に該当する部分となります。

内容の説明は以上となります。

なお、「議案第9号関係資料」4ページに地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」「意見なし」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に回答します。

(委員 着席)

議長（山田会長）

次に日程第10「議案第10号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書136ページをお開きください。議案第10号関係資料も併せてご覧ください。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでおります。

同法第7条第1項に基づき下関市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として具体的な目標と推進方法を定めており、当委員会はこの指針を農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行うとしております。また、同条第2項に、指針を定めるときは農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないと規定されておりますので、令和3年度第1回農業委員会総会及び第1回農地利用最適化推進会議におきまして、農業委員、推進委員の方々に意見聴取について説明させていただき、指針に関するご意見等がありましたら事務局に寄せていただくようお願いしておりました。

結果といたしましては、新規参入の促進目標の表記についてのご質問を1件、関係資料のとおりご意見を5件いただきました。

指針の内容については、ご承認いただいたものと理解しております。

なお、この指針は令和8年3月末を目標に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに見直しいたします。また、毎年度の農地利用最適化推進状況については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき「農業委員会の活動計画及び点検・評価」を基に検証を行うことといたします。説明は以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第10号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

以上で、すべての議事が終了しました。

議長（山田会長）

続きまして、日程第11「報告第1号」から日程第18「報告第8号」までを一括して、事務局に報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書137から141ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は18件ございました。

142ページ、報告第2号「農地法の規定による許可申請の取下げについて」は1件ございました。

143ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は3件ございました。

内容については、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により受理通知書を交付いたしました。

144ページ、報告第4号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は1件ございました。

内容については、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により通知を交付いたしました。

145ページ、報告第5号「現況確認について」は1件ございました。

内容については、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により現況確認書を交付いたしました。

149ページ、報告第6号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は1件ございました。

内容については、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により証明を交付いたしました。

150ページ、報告第7号「農地造成届について」は1件ございました。

内容については、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により受理通知書を交付いたしました。

158ページ、報告第8号「農地の転用事実に関する証明について」は3件ございました。

内容については、記載のとおりでございます。提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から報告第8号までについて、ご質問等がございますか。

ないようですので、以上をもちまして「令和3年度第2回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時35分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....